

## ○登記識別情報は、どのようにして管理すればよいのですか？

(情報番号 1 3 2 4 全 1 頁)

登記識別情報は、本人だけが知っている情報であることが前提となるものです。したがって、登記識別情報の管理については、第三者に盗み見られないような方法で管理する必要があります。書面で交付する登記識別情報通知書については、登記識別情報を記載した部分を覆う目隠しシールを貼り付けて、第三者に盗み見られないような工夫がされています。この目隠しシールをはがした後には、通知書を封書等で封印した上で、金庫等に保管することが望ましいでしょう。

また、オンラインで送信された登記識別情報は、復号しないまま電子媒体等に保管し、復号ソフトと共に適切に管理することも考えられます。ただし、媒体は経年劣化のおそれがあるので、定期的な格納媒体の更新が必要になります。その他、復号した登記識別情報を書面に印刷し、これを封筒等に封印して金庫等に保管する方法が考えられます。